

第 2 3 期 第 4 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 2 7 日（水）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネットの間」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今日志
	〃	川 山 光 則
	〃	田 村 義 夫
	〃	尾 野 明 彦
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	伊 藤 大 作
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
	欠席委員	柴 田 武 信
	〃	東 信 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 主 幹	田 澤 亮
	〃 主 幹	白 川 慎 一
	〃 技 師	立 田 騎 士
	鯿ヶ沢水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
	むつ水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：西部海区管内におけるトドの採捕の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第5号：令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

→原案どおり要望することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第4回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたしております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件、報告事項1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、伊藤委員と山縣委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明します。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から説明させていただきます。

2ページ目の方を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格であるとか、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

最初の漁業種類は、かれい固定式刺し網漁業でございます。

こちらは、3年ごとの許可の一斉更新ということですが、昨年の5月に一斉更

新を諮問させていただいた分で、そのうちの1隻が廃業ということになりましたので、その1隻分を新規で許可するという内容となっており、今回の新規分として諮問させていただくということでございます。

続いて、3ページ目の方を御覧いただければと思います。

こちらは、はたはた小型定置網漁業ということでございます。

操業区域が西共第19号、20号の共同漁業権漁場の区域ということで、車力漁協の組合員行使権者ということが資格要件となっております。

許可すべき漁業者の数は3人となっております。

続いて、4ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらは、漁業種類が底建網漁業ということでございます。

4ページから11ページまでございますけども、最初の4ページ目の1段目ですけども、こちらの方は、北津軽郡中泊町大字小泊に住所を有する者ということで、小泊漁協で1人となっております。

2段目は、五所川原市十三に住所を有する者ということで、十三漁協の2人です。

そして3段目は、つがる市の豊富町又は富港町に住所を有する者ということで、車力漁協で5人となっております。

続いて5ページ目ですけども、こちらは、西津軽郡鰺ヶ沢町ということで鰺ヶ沢町漁協の鰺ヶ沢地区で18人となっており、6ページの方まで続いておりますけども、7ページ目の方に目を移していただきたいと思います。

こちらと同じく鰺ヶ沢町ということですけども、こちらは、鰺ヶ沢町漁協の赤石支所地区で7人となっております。

次は8ページから9ページ目にかけてですけども、こちらは、深浦町、新深浦町漁協の大戸瀬と轟木の地区で86人となっております。

10ページの方を御覧いただければと思いますが。こちらは、同じく深浦町ですけども、風合瀬漁協の12人となっております。

11ページ目の方に目を移していただいて、3段に分かれていますけども、こちらは、上段が深浦漁協地区で4人、中段が新深浦町漁協の岩崎地区ということで20人、一番下の下段が大間越漁協の地区で1人となっております。

以上が底建網漁業ということでございます。

続いて、12ページの方を御覧いただければと思います。

こちらの漁業ですが、たら底建網漁業ということでございます。

漁業を営む者の資格としては、むつ市脇野沢に住所を有する者として、脇野沢村漁協の地区ということで16人となっております。

13ページの方に移っていただいて、こちらは4段に分かれていますけども、一番上の段では、平内町漁協の地区で2人、2段目が青森市漁協の地区で3人、3段目が後潟漁協の地区で2人、最後に一番下の段ですけども、こちらが蓬田村漁協の地区で2人となっております。

続いて、14ページ目を御覧いただければと思いますが。こちらの魚種が、なまこ潜水器漁業ということでございます。

14ページから15、16ページの方まで続いております。

最初の14ページ目ですけども、こちらも4段に分かれており、一番上の段が西共第31号ということで外ヶ浜町漁協で1人、次の2段目が青森市漁協で1人、3段目が西共第45号ということで平内町漁協ですが、こちらは、操業区域ごとで14ページが2地区に分かれておりまして、各1人ずつということになると思います。

続いて、15ページ目ですけども、こちらは、上の段の操業区域が3つに分かれておりまして、各区域で1人ずつとなっております。

以上が、こちらが平内町漁協の方でございます。

16ページは、一番上が竜飛今別漁協で1人となっております。

以上が、なまこ潜水器漁業なんですけど、基本的に各区域1人ということで、各支所ないしは漁協に許可することを想定しているところでございます。

最後のページ、16ページの方に移って、なまこ・ほたてがいの潜水器漁業でございます。

こちらは、西共第37号共同漁業権の漁業権者ということで、蓬田村漁協の1人となっております。

一番最後の魚種ですけども、こちらが、あわび潜水器漁業ということでございます。

漁業区域が、操業区域が西共第25号ということで、竜飛今別漁協で1人、最後の段が同じく西共第37号共同漁業権の漁業権者ということで、蓬田村漁協の1人となっております。

県の方からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第2号「西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号 資料1を御覧ください。

これまでと同様に今年もサケ資源の繁殖増大を図るために指示を発出してほしいとする、県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文のみ読みあげます。

沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

サケ資源の繁殖増大を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づく、別紙内容のサケの採捕制限等の委員会指示の発動をお願いします。

次に資料2の方を御覧ください。

県からの依頼に基づき作成した委員会の指示案となります。前段を読みあげます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法第120条第1項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和7年9月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以降の内容は、県の依頼文に添付されていたものと同じでありまして、昨年と年次が違っただけで同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、県から補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

議案第2号につきましては、県の方からの補足説明はございませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、ただ今の案件について、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第2号「西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、公示に当たって、若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第3号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは説明いたします。

この案件は、西部海区管内の沿岸に來遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するもので、竜飛今別、外ヶ浜及び脇野沢村漁協に対し平成19年度から委員会指示に基づく承認が行われております。

それでは、議案第3号資料1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文です。件名と本文については、3行目から読みあげます。

トドの採捕にかかる委員会指示の発動について（依頼）

このたび、水産庁から、令和7年8月4日付け水推第912号「令和7年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和7年9月1日から令和8年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区及び青森県対象海区において480頭と示されました。

つきましては、本県における令和7年度（トド年度）のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙（案）により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。となっております。

次に資料2の方を御覧ください。

これは、県漁連他からの要請文でございます。いずれも例年と同じ内容となっております。

続きまして、資料3を御覧願います。

依頼に基づく委員会指示案でございます。前段を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第8号

青森県西部管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年9月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内 精二

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年次を改めた他は前回の指示と同様となっております。

続きまして、議案第3号資料4を御覧願います。

令和7年度トド採捕の承認事務取扱要領（案）でございます。

こちら、年次を改めた以外は、昨年と同様の内容となっております。2ページ目の方に記載されておりますが「6 採捕数の制限」ということで、ここにつきましては、県依頼文のとおり、昨年同様の頭数8としております。

事務局からの説明は以上でございますが、委員会指示の県報登載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今の議案について、県から補足等があればお願いいたします。

水産振興課 立田技師

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 立田技師

それでは県から補足説明をさせていただきます。

まず、議案第3号の資料1を御覧ください。

資料1の1ページになりますが、委員会指示発動依頼文となっており、こちらにつきましては、昨年度と同様のトドの採捕数の上限が本県は8頭であることについて、北海道との協議により取り決めているところとなっております。

続きまして、参考ということで、4ページ、資料1の4ページを御覧ください。今年度の全国のトドの採捕可能頭数につきまして書かれている水産庁からの文章となっております。

続きまして、採捕可能頭数の設定の根拠についてなんですが、資料1の5ページからのトド管理基本方針の6ページの一番下の「5 計画採捕数の設定」というところに根拠部分がありますので、こちらを後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらは、当課作成の令和7年度青森県トド採捕等作業実施要領(案)となっております。

トドの採捕、威嚇及び監視を行うための手続きを記載しております。

委員会指示発動の指示番号等を記載して、要領改訂されるものでありまして、こちらについては、年度を訂正した他は昨年度と同様となっております。

続きまして、資料5を御覧ください。

こちらは、青森県におけるトド・オットセイ確認状況及び漁業被害について取りまとめているもので、こちらのトドについてのみ御説明させていただきます。

まず、1の出現状況ですが、トドについては、(1)に記載されているとおりとなっております。

また、被害金額につきましては、2の方に記載されております。

3の目視調査につきましては、トドの出現は確認されております。

4のトド採捕実績につきましては、実績なしとなっております。

また、次のページに昨年の漁業被害発生及び目撃地点ということで、地図上で示しておりますので、こちらを参考としていただければと思います。

県の方からの説明は以上となります。
御審議のほど、よろしくお願いします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第3号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第4号「西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは、議案第4号につきまして、説明します。

この案件は、日本海海域における、ふぐはえなわ漁業に係る指示で、平成6年から委員会指示を発動してきておりますが、平成25年から制限期間を2年間とし、操業を承認してきております。

議案第4号資料1の1ページ目を御覧願います。

青森県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文を読みあげます。

フグの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動について（依頼）

本県日本海沖合におけるフグの採捕を目的とするはえなわ漁業については、沖合底びき網漁業との漁場競合を避け、また、フグ資源の繁殖保護を図る観点から、平成6年度から操業制限に係る委員会指示を発動していただいているところですが、今年度

も引き続き規制を行うため、別紙によりふぐはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動を依頼します。

以上となっております。

2 ページ、3 ページは、県の方から示されております委員会指示の依頼内容。4 ページから9 ページは、承認に係る、操業承認事務取扱要領となっております。

10 ページにつきましては、西北水産振興会会長から県水産振興課課長への要望書となっております。

11 ページを御覧ください。この要望にあたりまして、西北水産振興会と青森県日本海機船底曳網漁業者会で取り交わした確認書となっております。

11 ページの下の方、(5)を御覧ください。承認隻数については72隻以内、そのうち小泊漁協9隻以内、下前漁協9隻以内ということで確認されております。

隻数に関しては、ここの確認書の方で両者協定をしたということになっております。

続いて、議案第4号の資料2でございます。

これは、西北水産振興会長から西部海区漁業調整委員会会長宛ての要望書でございます。まして、県水産振興課長への要望と同じ内容となっております。

続いて、議案第4号資料の3を御覧願います。

委員会指示案でございます。前段のみ読みあげます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第9号

漁業法第120条第1項の規定により、青森県西部海区管内におけるフグの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和7年9月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年を2年繰り延べたほかは前回の委員会指示と同じ内容となっております。

なお、2ページの方に書かれておりますが、2ページ目の5、委員会指示に基づく承認隻数につきましては72隻以内としております。

次に資料4を御覧ください。

これは、令和7年度及び令和8年度の承認事務取扱要領でございます。

これも、年の数字を変えた他は前回と同じ内容となっております。

資料5を説明いたします。

平成30年度からの漁獲実績を取りまとめた資料ですが、下から2段目、令和5年度につきましては、3キロ、18,000円の漁獲があり、令和6年度につきましては、漁獲はありませんでした。

裏面であります。平成7年からの漁獲実績、承認隻数をグラフにしたものです。事務局からの説明は以上でございます。

なお、委員会指示の県報登載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

議案第4号につきましては、ただ今、事務局長の方から説明していただいたとおりでございます。県の方からの補足説明はございませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、委員各位から御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見等がないようですので、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第4号「西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第5号「令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは、議案第5号につきまして説明いたします。

議案第5号の資料の方を御覧ください。

この資料にありますとおり、要望提案事項案として、2件の提案の案を作っております。2件とも、前年度と同じく継続の要望事項として、一部字句等を修正した他、昨年と同じ内容としております。

なお、1 ページ目、太平洋クロマグロの資源管理についての要望事項の最後のところで、遊漁におけるライセンス制の導入の検討を求めています。現在、広域漁場では、クロマグロ遊漁の届出制を検討しており、令和8年4月から届出制を導入する方向で進めています。これを更にもう一歩進め、承認や許可といった形でより効果的な規制を行って欲しいと要望するものでございます。

事務局からの説明は以上でございますが、本日、御審議いただいた結果につきましては、日本海ブロック会議で審議されることとなっております。

説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

何か御意見等ないでしょうか。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、御意見等がないようですので、事務局案どおりにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第5号については、そのように決定し、日本海ブロック会議に提出することにいたします。

次に報告事項について、県から報告を求めます。

水産振興課 白川主幹

水産振興課 白川です。

私の方からは、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更にについて説明させていただきます。お配りしております報告資料事項を御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和7年6月11日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要は、（別紙）不等量交換及び追加配分の内訳のとおり、30キログラム未

満の小型魚は340.5トンから5.9トン増えて346.4トン。30キログラム以上の大型魚は685.8トンから98.4トン増えて784.2トンとなっております。

続いて、別紙を御覧ください。

まず、小型魚から大型魚へ変換する不等量交換については、協定管理委員会からの回答に基づき、今回、小型魚43.5トン大型魚63.9トンに振り替えています。

また、追加配分の内訳といたしましては、小型魚については、繰越12.4トン、消化率メリット措置として9.3トン、国留保からの配分等として33.8トン、未報告分としてマイナス6.1トンとなっております。

また、大型魚については、繰越50.8トン、譲渡メリット措置として29.6トン、消化率メリット措置として3.6トン、国留保からの配分等として41.1トン、未報告分に係る控除として、90.6トンが差し引かれて国から本県に配分されています。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの配分等の詳細な計算方法については、参考にごさいます、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領を御覧ください。

なお、この計画の変更については、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

以上です。

堀内会長

県から報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありませんでしょうか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御意見等がないようですので、これをもちまして、本日予定していた議事を全て終了いたしました。

以上をもちまして、第23期第4回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後2時8分